

施行・改定日	R5.6.23
版	第18版

# 定 款



(株)レボインターナショナル

## 第1章 総 則

### (商 号)

第1条 当会社は、株式会社レボインターナショナルと称し、英文では REVO International Inc. と表示する。

### (目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 動植物性油脂を原料とする燃料の製造、販売
2. 燃料の製造設備の販売並びに設計から建設、試運転まで一連のエンジニアリング業務
3. 植物栽培農業、植物栽培の研究及び植物の製造販売
4. 使用済み食用油等のリサイクル事業
5. 一般廃棄物、産業廃棄物の収集、運搬及び再生処理
6. 環境問題、環境整備に関する調査、研究及びコンサルタント業
7. 石油製品及び肥料・飼料類の輸出入、卸、販売
8. 酒類の卸、販売
9. 一般貨物自動車運送業
10. 輸出手続業務に関するコンサルタント業
11. 前各号に附帯する一切の業務

### (本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を京都市に置く。

### (公告方法)

第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。

2. 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株式

### (発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、7,500,000 株とする。

### (自己株式の取得)

第6条 当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(基準日)

第10条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができます。

(株式取扱規則)

第11条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第3章 株主総会

(招集)

第12条 定時株主総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に隨時招集する。

#### (招集権者及び議長)

第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によつて、代表取締役が招集する。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、代表取締役が議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

#### (電子提供措置等)

第 14 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### (決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

#### (議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

#### (議事録)

第 17 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

## 第 4 章 取締役及び取締役会

#### (取締役会の設置)

第 18 条 当会社は、取締役会を置く。

#### (取締役の員数)

第 19 条 当会社の取締役は、7 名以内とする。

#### (取締役の選任)

第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 . 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 . 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

#### (取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 . 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

#### (代表取締役及び役付取締役)

第 22 条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

- 2 . 代表取締役は会社を代表し、(取締役会の決議に基づき) 会社の業務を執行する。
- 3 . 取締役会は、その決議をもって、取締役中より「最高経営責任者」(C E O) と「最高執行責任者」(C O O) と「最高財務責任者」(C F O) と「最高技術責任者」(C T O) 各 1 名を定めることができる。

#### (取締役会の招集権者及び議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き代表取締役が招集し、議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

#### (取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができるほか、取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

#### (取締役会の決議の方法)

第 25 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

#### (取締役会の決議の省略)

第 26 条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規則)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第 29 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第 31 条 当会社は、監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数)

第 32 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。

(監査役の選任)

第 33 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 34 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 35 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 36 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。

但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができるほか、監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第 37 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 38 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規則)

第 39 条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第 40 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 41 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、会社法 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第 6 章 計 算

(事業年度)

第 42 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(期末配当金)

第 43 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による

剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

（中間配当金）

第 44 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という）を行うことができる。

（期末配当金等の除斥期間）

第 45 条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

平成 11 年	9 月 27 日	公証人認証
平成 11 年	10 月 5 日	会社設立
平成 14 年	12 月 10 日	一部改定
平成 15 年	8 月 2 日	一部改定
平成 16 年	7 月 23 日	一部改定
平成 16 年	9 月 18 日	一部改定
平成 17 年	11 月 17 日	一部改定
平成 18 年	3 月 24 日	一部改定
平成 18 年	6 月 22 日	一部改定
平成 19 年	12 月 10 日	一部改定
平成 21 年	6 月 29 日	一部改定
平成 22 年	6 月 25 日	一部改定
平成 23 年	6 月 28 日	一部改定
平成 25 年	6 月 24 日	一部改定
平成 29 年	6 月 28 日	一部改定
令和 3 年	2 月 25 日	一部改定
令和 3 年	6 月 25 日	一部改正
令和 5 年	2 月 10 日	一部改定
令和 5 年	6 月 23 日	一部改定